

注釈

* 1 国会附帯決議

「臨時的任用職員及び非常勤職員から会計年度任用職員への移行に当たっては、不利益が生じることなく適正は勤務条件の確保が行われなければならない」

* 2 中野区事件

非常勤職員と地方公共団体との関係は任用関係であり、私法上の雇用契約関係であるとの主張を退けた。任命行為が存在しないにもかかわらず、契約当事者間の意思表示の合致のみによっては非常勤職員としての地位は生まれないと判示。

(東京高裁判決 2007 年 11 月 28 日)

* 3 東京都専務的非常勤職員事件

「本件相談員のような専務的非常勤職員も、控訴人（東京都）の指揮監督の下に労務を提供し、その対価として賃金を得て生活の資を得ているものである点において一般の勤労者と異なるところはなく、控訴人は、労働契約関係が成立する現実的かつ具体的な可能性が存する状態にあった専務的非常勤職員の労働条件について、専務的非常勤職員を組織する労働組合との団体交渉に応ずべき立場にあった」

(東京高裁判決 2013 年 4 月 24 日、最高裁上告棄却 2014 年 2 月 7 日)

* 4 大阪教育合同労組事件

講師雇用継続は新規任用ではなく、勤務条件の変更又は継続を求めるものであり義務的団交事項である。

一般職の地方公務員も労組法 3 条の「労働者」に該当する

(東京高裁判決 2014 年 3 月 18 日、最高裁上告棄却 2015 年 3 月 31 日)

* 5 初任給基準

神戸市パート会計年度任用職員報酬提案

一般事務 行政職給料表 1 級 1 号給で勤務時間按分 (週 31 時間年収 192 万円)

2 度目以降は経歴加算するが上限 1 級 5 号給 (高卒初任給)

資格・免許 (ALT) 教育職給料表 1 級 21 号給+経験年数×4 号

* 6 期末手当に関する国会答弁

(第 193 回国会 衆議院総務委員会 2017 年 5 月 9 日)

○高原政府参考人

改正法案の趣旨は、国の非常勤職員においても期末手当の支給が進んでいることを踏まえ、会計年度任用職員に対しては、法律上はできる規定ではございますが、地方公共団体において期末手当を支給すべきものと考えております。

○小川委員 それは仮にそうだとした場合、二千が三千、五千になったり、二千が千やゼロになったりする話じゃないでしょう。あくまで誤差の範囲内。そうすると、ざっと二千億円前後の追加経費がかかるというもくろみは、当然総務省当局としては持っておられる。私はその前提に立ちたいと思います。

そうすると、大体、地方公務員の人件費総額が二十兆円前後だと思いますから、約一%人件費増というふうに今回試算すべきではありませんか。そうだと思うんですよ。

そのときに、問題は、地方財政措置について、この約二千億をどう措置するかを考えたときに、私は、二つ問題にしたい点があります。課題としてしっかり明確にしておきたい点が二つあります。

－中略－

私は約二千億円と踏んでいます。総額を本当にのせることができるのかどうか、これが一点。そして、会計年度職員をふやすということをもって、具体的な地財措置による誘導ができるのかどうか、これが一点。この二点について、対策、現時点でのお考えをお聞きしたいと思います。

○高原政府参考人 御答弁申し上げます。

地方財政措置の必要額の確保につきましては、先ほど来、大臣からも御答弁がありましたように、私どもしっかりと対応させていただきたいと考えております。その上で、ある意味、その配分のあり方ということになるかと思いますが、地方交付税の性格からして、標準的な行政経費を措置する、やはりそういう考え方に基づいて交付税は措置することになるのかなというふうなことを今の段階では考えております。

なお、私ども、会計年度任用職員の移行につきましては、やはり国全体で働き方改革に取り組んでいるという中でございますので、地方公共団体に対しても丁寧に説明して、地方が働き方改革のトップランナーみたいな形になってもらわなきゃいけません。そういう形でしっかりと進めてまいりますので、御理解をいただければと思っております。

* 6 「国家公務員の非常勤職員の給与に係る当面の取扱いについて」

(平成29年5月24日人事管理運営協議会幹事会申合せ)

- ・非常勤職員に期末手当／勤勉手当に相当する給与を支給する
- ・ただし、以下の非常勤職員は、その対象から除く。(1) (2)
- (3) 勤務日数が少ない(出勤すべき日が平均週2日未満相当)

* 再任用短時間勤務職員の勤務時間は、1週間当たり15時間30分から31時間